

2016年4月1日スタート

新潟市「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」

在留資格(経営・管理)申請の要件が緩和されます

# 外国人の創業を支援！

Deregulation of a "business manager" visa requirement for foreign nationals wishing to start business in Niigata City (period of residence is 6 months)

新潟市の産業の国際競争力の強化と国際的な経済活動拠点の形成を図ることを目的として、外国人起業家の受け入れを促進し、創業を支援します。

(国家戦略特別区域法第16条の6の規定に基づく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

にいがたしない  
新潟市内での  
そぞうよう きぼう  
創業を希望  
がいこくじん  
する外国人



そぞうよう けいかくしょ  
**創業の計画書**  
をつくる  
にいがたし  
新潟市へ  
けいかくしょ ていしゅつ  
計画書を提出

にいがたし  
**新潟市から**  
そぞうようかつどうかくにんしょ  
**「創業活動確認証**  
うめいしょ うと  
明書」を受け取る  
しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう  
出入国在留管理庁へ  
ざいりゅうしかく しんせい  
在留資格を申請

にゆうこく  
**入国**  
そぞうようじゅんび  
**創業準備**  
**(6か月)**

にいがたしない そぞうよう  
**新潟市内で創業**  
じぎょうしょ も  
・事業所を持つ  
じょうきんふたりいじょう こよう また  
・常勤2人以上を雇用 又は  
500まんえんいじょう とうし  
500万円以上を投資 など

けいかくしょ ないよう  
計画書の内容などから、**入国後6か月間で**  
そぞうよう にいがたし かくにん  
**創業できること**を新潟市が確認します

しんせい とき ようけん  
**申請の時の要件が**  
かんわ  
**緩和されます**

6か月後までに  
ようけん との  
要件を整える

しゅつにゆうこくざいりゅうかんりちょう  
ざいりゅうしかく しんせい とき ようけん  
**出入国在留管理庁へ在留資格を申請する時の要件**

- ・事業所を持っている
- ・常勤2人以上を雇用 又は 500万円以上の投資 など



## 新潟市での創業のメリット

1 在留資格の取得要件を入国6か月後までに整えれば、新潟市  
での創業活動が可能に！

2 創業の計画書の作成から創業まで、新潟IPC財団がサポート！

申請方法

申請書類など、詳しい内容は 新潟市 創業外国人

検索

問合せ先

新潟市 経済部 産業政策課

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL: +81-25-226-1620 Mail: sangyo@city.niigata.lg.jp